

鳥類を飼育している方へ

高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」が策定されました。

鳥類を飼育している方は、次の事項に留意して日頃の衛生管理を行うとともに、異常が見られる場合は、かかりつけの動物病院獣医師等に相談のうえ、検査を行うようにしましょう。

留意事項

1 飼養鳥の健康観察と早期発見

鳥の数や健康状態に異常がないか毎日確認しましょう。

2 野鳥の侵入を防ぐ

飼育場所や給水源には防鳥ネット等を使用し、侵入を防ぎましょう。

3 消毒の徹底

鳥を触った後や飼育場所の出入りの際は、手指等を洗浄・消毒しましょう。また、糞尿は速やかに処理し洗浄・消毒を徹底しましょう。

4 最新情報の確認

インターネット等により、高病原性鳥インフルエンザやその予防に関する知識や情報を習得しましょう。

◆鳥インフルエンザの侵入

- 1 人・車両等による侵入
- 2 野鳥もしくは野生動物との接触による侵入
- 3 飼料等の汚染による侵入

通常室内で飼養されている鳥類については、感染のリスクは低いと考えられます

福山市動物愛護センター 電話084-970-1201
福山市駅家町下山守546番地14 (業務時間：月～金、8:30～17:15)